

物価高騰対策支援等事業（LPガス支援）に係るFAQ

R6. 1.25第2版

番号	項目	質問	回答
1	要件	今回の事業の対象施設はどこですか。	令和5年10月4日に開設されており、LPガス（プロパンガス）を使用している県内の私立の保育所、認定こども園、地域型保育事業所、新制度移行幼稚園、私学助成園、認可外保育施設（鹿児島市所管を除く）です。
2	要件	本補助金の対象期間はいつでしょうか。	令和5年10月から令和6年3月までの6か月間です。
3	要件	物価高騰によるLPガスの物価上昇分が補助基準額を下回る施設については、補助対象となりますか。	物価高騰による影響を受けている場合は、補助対象となります。
4	要件	運営主体が公立の場合、補助対象となりますか。	補助対象外です。
5	申請手続き	補助金の申請手続きは、市町村を通じて行うのでしょうか。	申請手続きについては、市町村を経由せず、各施設から直接県へ申請していただくこととなります。（申請先：鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業事務局）
6	申請手続き	前回、LPガス（プロパンガス）の使用実態を確認出来る資料を提出し、事務局から補助を受けましたが、今回も提出は必要ですか。	不要です。
7	申請手続き	補助金の振込先口座の通帳の写しの提出は必要ですか。	前回、鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業事務局から補助金の交付を受けた振込口座と異なる口座への振込を希望する場合は、振込先口座の通帳の写し（通帳の表面と開いた1・2ページ目）を添付してください。（前回と同一の場合は、添付不要です）
8	申請手続き	申請書類は郵送しないといけないですか。	申請書は、メール、FAX、郵送のいずれかの方法により送付してください。 なお、申請漏れ防止の観点から、メール、FAX送信後は、事務局宛て（099-208-0245）送付した旨の電話連絡をお願いします。郵送の場合は、鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業事務局（〒892-8799 鹿児島東郵便局留）宛てをお願いします。